

令和6年第8回浅口市教育委員会議事録

1. 招集日時 令和6年7月16日(火)

2. 場 所 浅口市中央公民館第3会議室

3. 開 会 午後1時30分

4. 閉 会 午後2時30分

5. 出席者 中野留美 高戸崇 藤澤弘幸 佐藤賢次 河野由美子

6. 説明のために出席した者の氏名

教 育 次 長	難波勝敏	理 事	竹本好之
教育総務課長	大島永太郎	学校教育課長	池田一成
保育未来課長	平松直美	ひとづくり推進課長補佐	奥原貴子
金光分室長	中嶋利恵	寄島分室長	山本峯廣
学校給食センター所長	安原直子		
教育総務課	平井恵美子(事務局)		

7. 傍聴人 なし

8. 議 事

日程1 議事録署名委員について
浅口市教育委員会会議規則第29条により藤澤委員を指名。
(了承)

日程2 会期について
本日7月16日の1日会期。
(承認)

日程3 議案第28号 準要保護の認定について
※非公開
(学校教育課長)
新規申請分1件、継続審査分1件について、資料により説明。

(教育長)

1 件認定、1 件不認定とする。

(承認)

日程 4 議案第 29 号 中学校教科用図書の採択について

(教育長)

資料により説明。

本日、7 月 16 日午前中に倉敷地区教科用図書採択市町教育委員会協議会が開催され、中学校教科用図書選定理由の報告を受けた。これを受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 1 項第 6 号の規定により最終的に倉敷地区内の 5 市町（倉敷市、総社市、浅口市、早島町、里庄町）での合同採択に向けて、各教育委員会にて採択をする必要がある。浅口市教育委員会として協議会と同一の教科書を採択するか協議するものである。選定の経過としては、4 月 29 日に第 1 回倉敷地区教科用図書採択市町教育委員会協議会を開催し、5 月 13 日から 5 月 26 日に一般の方や教員向け教科書展示会を行った。鴨方図書館は空調工事の関係があったので中央公民館にて行った。研究委員会を 2 回、6 月 6 日と 6 月 26 日に開催し、委員が研究し、その意見を基に 7 月 2 日に第 2 回選定委員会を開催し、教科用図書を選定、答申を作成している。本日、第 2 回倉敷地区教科用図書採択市町教育委員会協議会にて報告を受けた。教科用図書の選定理由を資料として付けている。14 教科を選定した。

(教育委員)

倉敷地区教科用図書採択市町教育委員会協議会の概要を含め教科用図書の選定について報告する。

選定理由に、内容の特徴・表現、構成・配列及び分量、使用上の便宜等を総合的に検討した結果を書いている部分がある。この選定理由の表現として、「極めて適している。」と表現されているものが評価が一番高いと判断されたものである。

国語は光村、書写は光村、地理は帝国、地図は帝国、歴史は東書、公民は日文、数学は啓林館、理科は東書、音楽は教芸、美術は光村、保健体育は東書、技術家庭は東書、外国語は三省堂、道徳はあか図が選定された。

変更があった教科としては、書写。書写は、東書から光村に

変更となった。考えよう、確かめよう、生かそうと流れが示され、見通しをもって学習できる構成となっており、生徒や先生方にとってより良いという理由であった。公民は、東書から日文に変更、相対的に他と比べて評価できるとのことであった。理科は啓林館から東書に変更、写真やイラストが工夫され、生徒の意欲を喚起しやくなっている。音楽は教出から教芸に変更、自主的・補充的また発展的な学習が行える。美術は日文から光村に変更、視認性や可読性を高める配慮がされている。

教科毎に順次説明があり、非常にたくさんの出版社変更があった。変更に至るには研究や協議があり、協議会では全会一致で採択となった。

(教育長)

質問はあるか。

(全委員)

特になし。

(教育長)

中学校教科用図書の選定は、浅口市は倉敷地区教科用図書採択市町教育委員会協議会と同一の教科書を採択することに決する。

(承認)

日程 5 議案第 30 号 浅口市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について

(ひとづくり推進課長補佐)

資料により説明。

社会教育法第 15 条、第 29 条及び第 30 条、浅口市社会教育委員条例第 1 条及び第 2 条並びに浅口市公民館条例第 6 条の規定に基づき、浅口市社会教育委員兼公民館運営審議会委員を委嘱するものである。新たに委嘱する者は、小中学校長の代表、浅口市老人クラブ連合会会長、各町 PTA の代表、計 6 名である。任期は今年度第 1 回会議から令和 8 年 3 月 31 日までである。

(承認)

日程 6 議案第 31 号 普通財産の管理について

(寄島分室長)

資料により説明。

前回の6月18日の教育委員会会議にて、教育財産の用途廃止について審議頂いた。6月18日付けで用途廃止について市長部局に通知したところ、資料のとおり地方自治法180条の2の規程に基づく協議について打診があった。該当普通財産は寄島中学校運動場部分等になる。実施予定日は、令和6年7月31日である。

(承認)

日程7 諸般の報告について
(理事)

7月5日に開催のあった、市議会臨時議会について報告する。教育委員会から2議案提出した。

令和7年4月開校予定の義務教育学校寄島学園のための寄島小学校校舎の改修工事の工事請負契約の締結について、工事の契約金額は、税込み295,565,600円である。市の規程により工事は1億5千万円以上の契約の場合は議会の議決が必要となるため議案を提出したものであり、承認されている。

(学校教育課長)

寄島地区義務教育学校開設準備委員会だより第7号の発行について、内容は第11回寄島地区義務教育学校開設準備委員会についてである。PTA部会から制服・体操服について及びPTAの規約について提案があり、協議した。制服については、新1年生から新しい制服を着用することとした。7年生からは市内で統一している制服を着用することが確認された。体操服は明確な変更はないが、今後も見直しに向けた協議を行っていく。PTA規約は、保護者アンケートを行い、見直しの方向で進めていく。閉校式は小学校、中学校それぞれで行うこととし、内容を検討していく。寄島小学校6年生と地域の方とミニ熟議の会を行った。

(教育委員)

制服について、義務教育学校で統一しようという意見はなかったか。

(学校教育課長)

保護者アンケートを実施しており、そういった意見もあった

とは聞いているが、多くの意見ではなかったと聞いている。

(教育長)

現在の中学生の制服は、小学生のサイズに対応しているものがないということであった。7年生からとはしているが、6年生から買い替えるときにどうしていくかは、これから検討していく。

(教育委員)

柔軟に扱えれば、義務教育学校の良さがでることになる。

(ひとづくり推進課長補佐)

市民体育祭鴨方大会について、7月10日に実行委員会を開催し、開催することを決定している。9月29日日曜日に実施することで準備を進めている。14地区の内、10地区が参加する。不参加の地区は、みどりヶ丘、駅前団地、四条原、本庄地区である。

夏 GAKU サプリについて、金光分室、寄島分室も関係するが、中央公民館、金光公民館、寄島公民館にて、7月23日から26日に開催する。

中央公民館南口正面玄関の工事について、経年劣化で破損している箇所等あり、7月16日から8月末日までの工事予定となっている。

(教育委員)

夏 GAKU サプリ等あるが、使用はできるのか。

(ひとづくり推進課長補佐)

南側の正面玄関は使用できないが、外の入り口を案内し使用していく。

(金光分室長)

夏 GAKU サプリについて、先ほどひとづくり推進課からもあったが、金光公民館では、14講座を予定しており、申込者数は230名であった。地元の高校生・中学生のボランティアが38名の参加があり実施予定である。

(寄島分室長)

先ほどから出ている夏 GAKU サプリについて、寄島公民館では7講座、126名の申し込みがあった。例年寄島小学校で行っていたが、工事に入るので今年度は寄島公民館で行う。

(学校給食センター所長)

今週末で学校が夏休みに入るため、7月19日が1学期の給

食の最終日である。2学期は8月26日から給食を提供する。

日程8 その他について
特になし。

次回教育委員会議

定例会 令和6年8月9日（金）9時30分から

令和6年8月9日

浅口市教育委員会

教 育 長 中 野 留 美

委 員 藤 澤 弘 幸

作 成 職 員 平 井 恵 美 子